

令和4年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

第五十五号の五様式 (附則第二条の四関係)

令和 年 月 日 稲敷市長 殿	整理番号	
住所	〒	
フリガナ		
氏名	電話番号	
生年月日	大・昭 平・令	
個人番号		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和4年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。

①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

裏面に必要書類の添付をお忘れなく！

# 添付書類貼付スペース

(スペース内に収まらない場合は、スペース外にはみ出してもかまいません)

## 【 添付いただく書類 】

「申告特例申請書」 + 以下の①～③のいずれかの組み合わせの書類を貼付ください。

### ① 「個人番号カード」の写し（表・裏）



【おもて面】

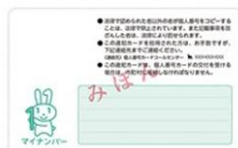


【うら面】

### ② 「通知カード」の写し（表・裏）または「住民票(個人番号付き)」の写し + 「写真付き身分証明書」(運転免許証・パスポート等)の写し1枚

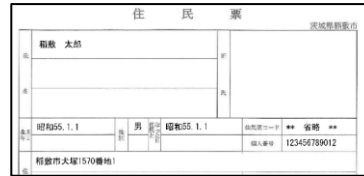


【おもて面】



【うら面】

または



※個人番号通知カードは、カードに記載の氏名・住所等がワンストップ特例申請する際の氏名・住所等と一致する場合に限り、個人番号確認書類として利用することができます。

- ・法改正により、令和2年5月25日をもって通知カードは廃止され、通知カードの再発行や氏名・住所等記載事項変更の手続きができなくなりました。
- ・通知カードとワンストップ特例申請の氏名・住所が一致しない場合は、個人番号カードを取得するか、個人番号付き住民票を取得し、添付してください。

### ③ 「通知カード」の写し（表・裏）または「住民票(個人番号付き)」の写し + 「写真なし身分証明書」(健康保険証・納税証明書・年金手帳等)の写し2枚

※身分証明書は、氏名、生年月日及び住所が記載されている部分の写しを添付してください。（複数ページにまたがる場合は、該当部分全ての写しを添付してください。）

#### ◆注意事項

- ・ワンストップ特例制度の申請をされない方は、この申請書を提出する必要はありません。
- ・表面の申請書に記載されている住所、氏名、電話番号、生年月日、寄附年月日、寄附金額に誤りがないかご確認いただき、黒太枠内に必要事項を記載してください。
- ・上部に、添付書類を貼り付けてください。（添付書類が不足している場合は受理できません。）
- ・本申請書は、令和5年1月10日（必着）までに、下記までご返送ください。期限を過ぎて到着した申請書は受理できませんのでご注意ください。

返送先： 〒300-0333 茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1784番地 (株)茨城計算センター内  
稲敷市ふるさと応援寄附 ワンストップ特例申請受付事務代行センター 行

※稲敷市ではワンストップ特例申請受付業務を、(株)茨城計算センターへ委託しております。

- ・受付書につきましては、書類到着後、約2週間で発送させていただきます。書類に不備がある場合は、不備通知書をお送りしますのでご対応をお願いします。
- ・本市では寄附いただいた全員の方に、寄附金受領証明書と併せてワンストップ特例申請書をお送りしております。既に、ご自身でポータルサイト等から様式をダウンロードし提出された方へは、行き違いのご案内となりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。